

経 和 会 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、経和会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、埼玉大学経済学部並びに大学院人文社会科学研究所（経済経営系）の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 卒業生相互及び卒業生と在学生との親睦並びに研修
- (2) 埼玉大学経済学部及び大学院人文社会科学研究所（経済経営系）の教育・研究環境の整備充実に対する協力
- (3) 在学生の就職活動に対する支援
- (4) 会員名簿の管理及び会報作成などの広報活動
- (5) その他本会の目的を達するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、埼玉大学構内に置く。

第2章 会員および役員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員および特別会員とする。

(1) 次の各号に定める者を正会員とする。

- ① 埼玉大学経済学部又は大学院人文社会科学研究所（経済経営系）に在籍しているもの（以下「学生会員」という）
- ② 埼玉大学経済学部、大学院人文社会科学研究所（経済経営系）又は大学院経済科学研究科に在籍した者
- ③ 埼玉大学文理学部法律学・政治学専攻課程、経済学・社会学専攻課程又は文理学部経済科に在籍した者
- ④ 埼玉大学経済短期大学部に在籍した者

(2) 次の各号に定める者を特別会員とする。

- ① 埼玉大学経済学部及び大学院人文社会科学研究所（経済経営系）の教員（非常勤教員を含む、以下同じ）並びに事務員
- ② 埼玉大学経済学部及び大学院人文社会科学研究所（経済経営系）の教員又は事務員であった者

- ③ 埼玉大学文理学部の法律学、政治学、経済学又は社会学の教官又は事務官であった者
- 2 正会員は理事会の定める額の終身会費を支払わなければならない。
 - 3 会員は住所、氏名、勤務先の変更があった時は速やかに会長に届けなければならない。
 - 4 本会の名誉を傷つけ又は他の会員に迷惑をかける恐れのある会員は理事 5 名以上の賛成により会員資格を停止し、最終的な扱いを理事会で決定する。

(役員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
 - (2) 会長 1 名
 - (3) 副会長 若干名
 - (4) 理事 20 名以上
 - (5) 会計監事 若干名
- 2 名誉会長は現職の埼玉大学経済学部長とする。
 - 3 会長及び副会長は、正会員である理事の中から理事会において選任する。
 - 4 理事及び会計監事は、会員の中から相当な方法で選任する。
 - 5 役員任期は、原則 2 年とし、再任を妨げないものとする。
 - 6 正会員の 10 名以上が連署した書面を、2 名以上の理事の同意を得て理事会に提出し、役員解任を求めたときは、その扱いを理事会で協議、決定しなければならない。

第 3 章 会務

(会の代表)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(理事会及び理事)

- 第 8 条 理事は理事会を構成し、本会の事業及びこの規約において理事会が定めることとされている事項について理事会出席者の過半数の決議により決定する。
- 2 理事会は会長が招集する。会長に支障がある時は副会長が招集する。
 - 3 理事会は、会長の推薦を受けて、理事の中から総務、企画、広報、財務、就職支援を担当する委員長を選任する。
 - 4 総務、企画、広報、財務、就職支援の委員長はそれぞれ業務を分担し、また会長を補佐して理事会で決定した事業並びに日常会務の執行に当たる。
 - 5 経和会に顕著な功績があった会員には、理事会の議を経て記念品等を贈り感謝の意を表す事ができる。

(委員会)

第 9 条 必要に応じて次の委員会を置くことができる。各委員長は、理事及び会員から委員を選任し、運営を行う。

- (1) 総務委員会

- (2) 企画委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 財務委員会
- (5) 就職支援委員会

(会計監事)

第 10 条 会計監事は、本会の会計を監査する。

(総会)

第 11 条 総会は、随時理事会の決議にもとづき、会長が招集する。会長に支障がある時は副会長が招集する。

第 4 章 会計

(経費)

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

- 2 本会の経費は終身会費、事業益金、寄付金のその他の拠出金をもってこれに充てる。
- 3 終身会費の額並びにその徴収方法、及び寄付金その他の拠出金の募集については理事会の決議により定める。

(会計報告)

第 13 条 財務委員長は会計監事の監査を得た上、会計年度終了後に開催される総会において会計報告をなし、承認を得なければならない。

第 5 章 埼玉大学同窓会

(埼玉大学同窓会連合会の代議員)

第 14 条 埼玉大学同窓会の代議員は、経和会では会長、副会長、委員長、会計監事が兼務する。

附則

- 1 この規約は、総会の出席会員の過半数の議決により改正することができる。
- 2 この規約は、平成 8 年 12 月 6 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 10 年 7 月 8 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 11 年 7 月 14 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 16 年 7 月 10 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 18 年 7 月 8 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。
- 8 この規約は、平成 23 年 7 月 9 日から施行する。
- 9 この規約は、平成 24 年 7 月 14 日から施行する。
- 10 この規約は、令和元年 7 月 6 日から施行する。
- 11 この規約は、令和 2 年総会開催日から施行する。

12 この規約に基づく詳細は理事会において細則で定めることができる。

(参考)

経和会規約細則

細則 1. 理事、監事の選任について

- ・理事については、学部、大学院については、各年度ごとに理事一人以上を選任するように努める。
- ・職場、地域の同窓活動を活性化する観点から職域理事、地域理事を選任するように努める。
- ・理事の選任は、既存の理事からの推薦により理事候補リストを会長、副会長（以下執行部と称する）が作成し、総会の議決で選任する。
- ・会計監事については、会長が選任し総会で承認を受ける。

細則 2. 委員長の業務分担

総務委員長 総会、理事会の運営、会の全般に関する業務を総括

企画委員長 経和会サロン、寄附講座など会が行う事業の企画、実施計画の作成

広報委員長 経和会報、経和会案内、経和会ホームページの作成など、会の広報

財務委員長 経和会の予算、決算など会計に関すること、委託契約

就職支援委員長 在校生・同窓の就職支援、それに関連した大学への支援

細則 3. 総会の代替

定例総会（通例7月頃）の開催が困難な場合は、理事会でこれを代替し、次年度の総会に報告することができる。